

2018年（平成30年）年度

# 事業計画

人間性の尊重と

ノーマライゼーション

一人ひとりの人格と人権を尊重し  
健康を守り、明るく、楽しく安心  
して日常生活ができるように支援  
して行きます

tai kei kai

社会福祉法人 大恵会

法人 本部：栃木県日光市板橋 2190 番地 2（特別養護老人ホーム今市ホーム内）

電話 0288-27-0361 FAX 0288-27-0362

法人事務局：栃木県日光市今市 1086 番地 2（特別養護老人ホームひかりの里内）

電話 0288-30-3911 FAX 0288-30-3912

## 目次

- I 法人運営基本方針 (P1)
- II 特別養護老人ホーム今市ホーム拠点 (P1～P6)
- III 特別養護老人ホームひかりの里拠点 (P7～P13)
- IV 養護老人ホーム晃明荘拠点 (P13～)

## I 法人運営基本方針

社会構造の変化に伴い社会ニーズの多様性が言われて久しい。大恵会は効果的な事業実施体制を確立し透明性を担保した自主自立経営体制を目指す。

併せて、社会福祉サービス提供を通じて地域における公益的事業の創出に努めるものとし、共生社会の実現に向けて一翼を担うものである。

1. 自立支援を基本とし、一人ひとりの「思い」「価値観」を尊重したサービス提供主体及び社会福祉法人としての責務を全うするものである。
2. とちぎ介護人材育成認証・評価制度の取得により、法人運営の可視化を図り、職員の専門職としての誇りとやりがいの創出に努めるものである。
3. 社会福祉事業実践において法令順守を基本とし、ニーズの多様性を理解し、柔軟かつ適切に対応することで権利擁護への意識を高めていくものである。
4. 社会福祉事業の実践はもとより、公益的事業の運営についての研究活動を行い将来的には地域公益事業実践がされる法人組織の基盤整備を行うものである。
5. 生活の継続性を念頭として、事業継続マネジメントの手法を活用し住民の立場で防災管理を徹底するものである。

## II 特別養護老人ホーム今市ホーム拠点区分

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護

訪問介護・訪問入浴・通所介護・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター

利用定員

特別養護老人ホーム	50名
短期入所生活介護	10名
通所介護	30名

### 1. 特別養護老人ホーム今市ホーム

#### 1) 目標

- ① 利用者が生き生きと生活できるように、専門性を高め自立支援に努める。
- ② 利用者が安心して日常生活を過ごせるようにする。
- ③ 地域と共生し、行事等を通し地域との関わりを図る。

#### 2) 提供サービス

- ① 生活相談
  - ・ 入居者率の安定を目指す。
  - ・ 職員間で入居者・家族の情報を共有し、信頼関係を構築しながら生活全般を支援する。
- ② 介護
  - ・ 利用者の人格を尊重し、生活の継続性が担保されるサービス提供に努める。
  - ・ アセスメントを基本とし画一的な支援にならないよう利用者一人ひとりにあ

- った生活援助に努める。
- ・ 職員の職務能力・スキルの向上を図る。
- ③ 看護
  - ・ 疾病の早期発見に努め、嘱託医との連携を図り早期治療に努める。
  - ・ インフルエンザ等の感染症の発生と蔓延を防ぐ。
- ④ 栄養
  - ・ 季節感や利用者の要望を食事に反映させるとともに行事食や選択食等を充実させることで、食事に対する満足感を得られるよう努める。
  - ・ 利用者一人ひとりに適した栄養管理を行い、多職種で連携して利用者の栄養状態の改善・維持に努める。
  - ・ 厨房の衛生管理や衛生面に配慮した食事の取り扱いを徹底し、感染症の防止を図る。
- ⑤ 機能訓練
  - ・ 利用者のニーズに合った日常生活の機能維持、向上に資する機能訓練の充実を図ると共に、安心した施設内生活を確保する。
- 3) 地域における公益事業
  - ・ 配食サービス運営におけるボランティアの組織化をすることで住民レベルでの互助の機運を高める啓発活動を実践する。
  - ・ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業。
  - ・ 訪問介護指導事業。
  - ・ 地域共同夏祭りを開催し、学生ボランティアを受入れ福祉教育に寄与すると共に、地域文化継承の一助となる。
- 4) 各種委員会活動
  - ① 安全衛生委員会
    - ・ 職員の健康保持増進と職場の安全を確保する。
    - ・ ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の防止、働きやすい職場環境を形成する。
  - ② 事故防止委員会
    - ・ 事故の分析と防止策の周知・評価を行い、再発防止に努める。
  - ③ 感染症委員会
    - ・ 感染症を予防する体制の整備と職員教育。
    - ・ 感染症発生時の迅速な対応と拡大防止策の周知。
  - ④ 身体拘束廃止及び虐待防止委員会
    - ・ 高齢者虐待防止に関して研修等を行い周知徹底する。
  - ⑤ 褥瘡委員会
    - ・ 褥瘡の予防と改善に向けたチームケアに取り組む。
    - ・ 定期的な利用者の状況をアセスメントする。
  - ⑥ 排泄委員会

利用者個々人の残存機能を把握し、できる限りトイレでの排泄を促すなど、安全で快適な排泄ケアに努める。

- ⑦ 給食委員会  
行事食や特別メニューの企画、食中毒防止の対策など食事サービス向上のための検討を多職種で行い、より良い食事提供に努める。
- ⑧ 研修委員会  
施設全体の研修の企画・運営を行う。
- ⑨ 入所判定委員会  
定期的な入所判定委員会の開催。
- ⑩ 防災防犯委員会
  - ・ 防災訓練の実施。
  - ・ マニュアル作成、周知。

## 2. 在宅介護支援センターおちあい通所介護事業所

### 1) 目標

- ① 利用者の人権を尊重し、より信頼のある地域と密着した施設を目指す。
- ② 火災、防災、防犯に備え定期的に訓練を開催する。
- ③ 送迎時は安全運転を心掛け法令を順守し、無事故、無違反に勤める。

### 2) 生活相談

- ① 的確なアセスメントにより、ニーズに柔軟かつ適切に答えられるようにする。
- ② 利用者の尊厳を守り適切な接し方や言葉遣いを徹底する。

### 3) 介護

- ① 利用者の心身の状態に応じた介護方法を展開する。
- ② 利用者の生活の質の向上を図る。
- ③ 年中行事や外出などの生活の中で楽しみを見出してもらう。

### 4) 看護

- ① 清潔な環境の中に安全、安心に過ごせる様、周囲の環境に常に目を配る。
- ② 在宅生活の継続がされるためにかかりつけ医との情報を共有し健康管理に留意する。

### 5) 栄養

栄養面、食事制限等に配慮した食事を提供し、選択食や行事食も取り入れて食事を楽しんでもらう。また、利用者が和やかな雰囲気の中で食事が出来るよう努める。

### 6) 機能訓練

デイサービスの中での生活を通して日常生活動作を行い、心身機能を維持していく。

### 7) 各種会議

- ① 会議を密に行い職員間で技能向上し情報を共有し連携を図る。

- ② 外部研修へ積極的に参加する。
- ③ 事例検討会議を行い、サービスの統一化を図る。

### 3. 在宅介護支援センターおちあい訪問介護事業所

#### 1) 目標

- ① 利用者が住み慣れた地域で安全に暮らせるよう、人権や自己決定を尊重し利用者の立場に立った質の高いサービスの提供（ターミナル期・障がい者含む）
- ② 利用者、訪問介護員、各関連機関への報告、連絡、相談を円滑に行う。
- ③ サービスの統一化とヘルパー技術の向上
- ④ 職員人材確保

#### 2) 各種会議

- ① ヘルパー会議（1回/月）
- ② 各研修（施設内・施設外）への参加
- ③ 担当者会議の参加

### 4. 在宅介護支援センターおちあい訪問入浴事業所

#### 1) 目標

- ① 利用者が安全安心して利用できるよう、利用者一人ひとりの身体状況を把握し、異常の早期発見と健康管理・生活上の助言等、利用者、家族に提供する。
- ② 各関連機関への報告、連絡、相談を円滑に行う。
- ③ ターミナルケア、身体障がい者も出来る限り受け入れることにより幅広い訪問入浴サービスの提供を目指す。
- ④ 職員人材の確保。

#### 2) 各種会議

- ① ヘルパー会議
- ② 担当者会議への参加
- ③ 各種研修会（施設内・施設外）への参加

### 5. 在宅介護支援センターおちあい居宅介護支援事業所

#### 1) 目標

要介護者が在宅にて自分らしく可能な限り自立した生活が送れるよう、利用者の依頼を受けその心身状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望を勘案し居宅サービス計画を作成するとともに計画に基づいたサービスが確保されるよう連携・調整を図る。

#### 2) 目的・方針

- ① 医療との連絡、連携に努める⇒かかりつけ医との連携
- ② 介護支援専門員の質の向上に努める⇒外部学習会、研修会に可能な限り参加
- ③ コンプライアンスを遵守した業務を継続⇒介護保険制度の理解を深める

## 6. 今市南地域包括支援センター

### 1) 目標

地域包括ケアシステムの実現に向けて地域包括支援センターの強化が求められている。地域において医療・介護・福祉の提供が一体的になされるように、日光市及び日光市地域包括支援センター、社会福祉協議会コミュニティーソーシャルワーカー、地区担当保健師、障がい者相談支援センターなどの関係機関との連携を密にして地域課題の把握に努める。

### 2) 主な事業

#### ① 介護予防ケアマネジメント事業

日光市で把握した二次予防高齢者に対し、生活機能の低下を予防するための目標を定めた支援をする。

#### ② 総合相談事業

専門的、継続的な支援を行うため課題の明確化や適切な制度利用につながるように支援する。

#### ③ 実態把握事業

地域ケア会議の開催により、個別ケースの検討や情報の共有を行い、地域課題の把握及びネットワークの構築を図る。

#### ④ 権利擁護事業

成年後見制度の利用促進や高齢者虐待、困難事例への対応など、継続的に相談支援を行う。

#### ⑤ 介護予防事業

地域内で実施されるサロン事業、交流会の事業開催に協力し、参加者の実情を把握し地域課題の把握に繋げる。

#### ⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域で活動する介護支援専門員とのネットワークの構築や継続的サポートの実施。

#### ⑦ 介護支援事業及び日常生活支援総合事業

高齢になってもできる限り住み慣れた地域で生活できるように、生活の維持、改善を目的にサービスの提供をする。

### 3) 各種会議

日光市地域包括支援センター連絡会議、日常生活圏域会議、地域ケア会議、保健師・看護師打合せ、成年後見及び社会福祉士会議、主任介護支援専門員打合、にっころ福祉のまちづくり推進委員会、民生委員・児童委員協議会、運営推進委員会

### Ⅲ ひかりの里拠点

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・通所介護・居宅介護支援・認知症対応共同生活介護

#### 利用定員

特別養護老人ホーム	50名
短期入所生活介護	10名
通所介護	20名
認知症対応共同生活介護	9名

#### 1. ひかりの里拠点

##### 1) 目標

- ① 利用者主体の原則、個性輝く共生の施設地域づくりの方針に基づき、地域住民の一人として、又全ての人々が住み慣れた地域（自宅・施設）で本人の望む生活が継続できるように支援する。
- ② 自立（自律）支援・重度化防止に資する介護サービス、生活の質の向上に向けて、一人ひとりの状態、状況に応じた適切なサービスが提供できるように支援する。
- ③ 排泄介護への取組みの強化
- ④ 認知症の人への対応の強化
- ⑤ 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- ⑥ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

##### 2) 提供サービス

###### ① 生活相談

地域共生社会の実現に向けた取組の推進（家族、地域との交流・連携）

- ・ 地域住民との関係構築や地域ニーズの把握に努め、施設機能が提供できるようにする。
- ・ ボランティアの受け入れ等、関係機関と連絡・調整を行い円滑に行えるよう努める。
- ・ 施設の情報や機能を地域に発信し役割・機能を理解がされるよう努める。
- ・ 入居者の生活の様子や生活、健康面での考えられるリスクなどについて、必要な情報は適時、家族に報告し、情報共有を図り、安心感、信頼感が得られるように努める。また、入居者、家族との関係を密にする事で、サービスに対する要望や施設（職員）に対する不満等を汲み取りサービスの質の向上につなげる。

###### ② 入居者率の向上と安定

- ・ 日光市における保健福祉計画の推進に伴い福祉インフラの整備化が推進され市民の選択肢が増えたことにより申込者が減少。また、申込者の状況の多様性が確認される。特に要医療ニーズ者の割合が増加するため、その受け入れ

態勢整備を行うことで入居率が安定できるように努める。(入居率 94%以上)

- ・ 協力医療機関、家族との連携を密にし、入院した際は状態の把握、退院・退所の対応を迅速に行えるようにする。(1ヶ月以内の退院を目安とする)

### 3) 介護 (入居者の人格、意思、「現在 (いま)」を大切にする)

#### ① 自立支援、重度化防止

- ・ 座る (座位姿勢) ことを生活動作、行為の基本と考え介護を行う。
- ・ できることは生活場面で繰り返し行ってもらうようにする。(生活不活発病の予防)

#### ② 排泄介護への取組み

- ・ 座って排泄 (排便) することを基本と考え介護を行う。
- ・ 他職種と連携し排泄にかかる情報の共有、課題を抽出し計画に基づいた支援が行えるよう取り組む。

#### ③ 認知症の人への対応の強化

- ・ 認知症に伴う行動心理症状の進行が予防できるように支援する。
- ・ 認知症研修修了者を中心に他職種で協働し計画的に支援する。
- ・ 生活の中での役割が持てるように支援する。

### 4) 看護

#### ① 健康管理

- ・ 年 2 回の健康診断を実施し、嘱託医との連携を密にし、主疾患の管理、異常の早期発見に努める。
- ・ 平均年齢が 89 歳と高齢であるため、他職種と協働し肺炎、感染症の予防を徹底する。

#### ② 生活予防

- ・ 水分摂取量、排泄 (排便) 状況の把握と管理を徹底する。
- ・ 重度者 (高リスク) の皮膚状態の評価、褥瘡予防を徹底する。
- ・ 歯科医師等と連携し、口腔内の衛生が保てるよう支援する。

### 5) 栄養

#### ① 生活に豊かさと満足感が味わえるような食事の提供

- ・ 季節感のある献立や入居者の嗜好に配慮した食事を提供する。
- ・ 生活の張り合いとなるような行事食やイベント食などを取り入れる。
- ・ 個人毎の栄養所要量に基づく献立により、健康の維持を図る。

#### ② 栄養ケアの向上

- ・ 入居者一人ひとりに合った栄養ケア計画を作成・実施し、多職種で協力して栄養改善に取り組む。
- ・ 疾患のある利用者には、その病態に応じた療養食を提供する。
- ・ 定期的に評価、見直しを行い、早期に回復に努める。

#### ③ 摂食、嚥下機能に配慮した食事

- ・ 嚥下や咀嚼状態により食事形態の検討を行い、口から安全に食事が食べられ

るように支援する。

- ・嚥下機能が低下しても経口で食事が楽しめるような取り組みを行う。

## 6) 機能訓練

### ① 動作、生活行為の維持、向上

- ・一人ひとりの日常生活動作、行為を把握して座位、立位、歩行機能が維持できるよう努める。
- ・他職種協働で個別機能訓練計画を作成し、動作、行為が維持できるよう支援する。

### ② 痛み、苦痛の軽減

- ・可能な範囲で体を他動的に動かせる機会を確保し拘縮を予防する。
- ・関節の痛みや床ずれなどによる新たな苦痛が予防できるようにする。
- ・椅子、車イス、ベッド上でのポジショニング（安楽な姿勢）の評価を行う。

## 7) 各種委員会

近年、大規模な震災、風水害などの災害が全国各地で頻発する中、被災住民の生活支援において、社会福祉法人が蓄積する専門性は、大きな力を発揮している。そのためにも、災害時に備えた平常時の取組が重要であり、防災についての対策、必要備品等の備えが必要となる。また、介護保険制度の改定にも伴い、身体拘束委員会については体制の見直しが求められており、併せて、他委員会においても規程、マニュアルの見直しを実施する。）

### ① 防災（火災、地震、風水害）委員会（随時）

- ・防災訓練の実施（年2回の火災訓練、地震等災害訓練）
- ・防災マニュアルの整備、周知
- ・防災備品等の整備

### ② 身体拘束、高齢者虐待防止委員会（3月に1回以上）

- ・身体拘束への取り組みの推進。
- ・研修会の企画、運営、啓発活動の定期的な活動。

### ③ 事故防止委員会（毎月）

- ・事故防止研修の企画、運営（年2回以上）
- ・事故発生の分析と対応の周知、事故件数が減少できるよう取り組む。

### ④ 感染症防止委員会（3月に1回以上）

- ・感染症防止研修の企画、運営（年2回以上）
- ・インフルエンザ、ノロウイルス、疥癬の予防を徹底する。
- ・抗インフルエンザ薬の予防投与について周知、徹底する。

### ⑤ 褥瘡防止委員会（3月に1回以上）

- ・褥瘡防止研修会の企画・運営を行う。
- ・褥瘡管理（高リスク）の評価、予防を徹底する。

### ⑥ 給食委員会

- ・食事の質、形態、提供方法について協議する。

- ・ 行事食の企画・運営を行う。
- ・ 委託業者との連携を密にする。
- ⑦ 広報委員会
  - ・ ホームページを活用した広報活動の企画・運営を行う。
  - ・ 外部機関のフォトコンテスト等への参加。
- ⑧ 入所検討委員会
  - ・ 定期的な入所検討委員会を開催。
  - ・ 待機者が確保できるようにする。
- ⑨ 敬老委員会
  - ・ 敬老会の企画・運営を行う。

## 8) 地域における公益的事業

- ① 社会福祉法人による利用者負担軽減制度。
- ② 訪問介護指導事業。
- ③ 特別支援学校への職員派遣。
- ④ 施設の機能（介護に関する知識、技術の提供）の開放。
- ⑤ 社会福祉の増進に資する人材育成・確保事業。
- ⑥ 各種資格取得養成校、社協等機関からの見学・実習等の受入。
- ⑦ 専門教育機関との学術的協力、交流を図り技術の向上に寄与する。

## 2. ひかりの里通所介護事業

### 1) 目標

利用者に選ばれ、利用者の笑顔あふれるデイサービスを目指し、職員一人ひとりがデイサービスに求められている役割を理解しサービスを提供する。

- ① 自立支援・重度化防止の取り組みを行い、アウトカム評価に対応。
- ② 通所プログラム全体の見直しを行う。現在の月曜のみ個別機能訓練加算Ⅱ実施から、個別機能訓練加算Ⅰを行える内容・職員配置を目指し、利用者のADL維持又は改善を図る。
- ③ 認知症の対応力強化、根拠ある専門的なケアの実施。

### 2) 提供サービス

#### ① 生活相談

家族、ケアマネジャー、その他のサービス事業者と連携し、住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を継続してもらえるように、生活の上での課題や利用者が望む、利用者の為のサービス把握に努める。

#### ② 介護

- ・ “その人”を中心としたケアを行うため、利用者が今どのように感じ、どのような思いでいるかを常に考えサービスを提供する。
- ・ 食事、排泄、入浴など、その方の在宅生活に必要なことをイメージしたケアを行い、レクリエーションなど集団から個別、その方に合わせた内容を実施

する。

### ③ 看護

- ・ 身近な医療者として、利用者やご家族から健康面での相談を受けられる関係づくりをし、生活の不安を少しでも取り除けるように努める。
- ・ 利用者様が健康を維持して自宅で生活が出来るように、家族様・ケアマネ・その他のサービス事業者と情報共有して、身体状況や体調の変化を早期発見に努める。
- ・ 利用中に体調の変化が起こった場合は迅速に対応できるように、緊急時対応マニュアルの作成、受け入れ前の情報確認に努める。

## 3) 栄養

- ① 生活に豊かさと満足感が味わえるような食事の提供。
- ② 季節感のある献立や入居者の嗜好に配慮した食事を提供する。
- ③ 生活の張り合いとなるような行事食やイベント食などを取り入れる。
- ④ 個人毎の栄養所要量に基づく献立により、健康の維持を図る。
- ⑤ 栄養ケアの向上
- ⑥ 疾患のある利用者には、その病態に応じた療養食を提供する。
- ⑦ 摂食、嚥下機能に配慮した食事
- ⑧ 嚥下や咀嚼状態により食事形態の検討を行い、口から安全に食事が食べられるように支援する。
- ⑨ 嚥下機能が低下しても経口で食事が楽しめるような取り組みを行う。

## 4) 機能訓練

- ① 安心、安全で自立支援、重度化防止に資する機能訓練
- ② 心身機能の維持が行えるよう機能訓練を実施する。
- ③ 生活機能が維持できることで、生活が継続できるように生活環境を理解し計画する。

## 5) 各種会議

定期的な会議の開催と特養との共同による委員会、研修会を実施する。

## 3. ひかりの里居宅介護支援事業所

### 1) 目標

介護保険法の理念に基づき、要介護者（要介護 1～5・要支援 1～2・事業対象者）が在宅にて、自分らしく可能な限り自立した生活を送れるよう、居宅サービス等を適切に利用できるために、利用者の依頼を受け、その心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望を勘案し、適切なケアマネジメントのもとに居宅サービス計画書を作成して、計画に基づいたサービスが確保されるよう連携及び調整を図る。

- ① 利用者、家族の在宅生活（在宅介護）の支援に努める。
- ② 安定した利用者数の確保に努める。

- ③ 医療との連携、連絡に努める。
- ④ 地域包括支援センター委託による介護予防居宅介護支援を実施する。
- ⑤ 介護支援専門員の資質向上に努める。
- ⑥ 介護保険制度に則り、コンプライアンスを遵守した業務を継続する。

## 2) 提供サービス

- ① 平成30年度介護報酬改定に対応し、介護支援専門員として介護保険が目指す高齢者の尊厳を保持し、自立支援を進める在宅生活の実現に寄与する在宅介護支援活動を行い、地域に選ばれる事業所になることを目指す。
- ② 地域包括支援システム（重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで継続できるよう、各市町村の地方行政単位で地域別に異なる高齢者のニーズと医療・介護の実情を性格に把握し、豊かな老後に向けて住民や医療、介護施設などと連携・協議し、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する。）の構築に寄与する事業所を目指す。

## 3) 各種研修及び会議

介護支援専門員の資質・向上を図るため、研修及び各種会議へ参加の機会を設ける。

- ① 資格更新研修。
- ② 職員のレベルに応じた研修。
- ③ 行政からの通知による必要研修への参加。
- ④ 介護支援専門員実務研修実習生の受入協力。
- ⑤ 地域ケア会議への参加。

## 4. グループホームひなた

### 1) 目標

テーマ：「みんなでつくろう明るいひなた」

入居者、家族、職員が手を取り合って 笑顔あふれるグループホームを目指す。

- ① 利用者の人格、意思決定に基づいた支援。
- ② 日々の健康管理に努め体力低下、感染症の予防を徹底する。
- ③ 地域社会との共生（地域の自治会活動への参加等）

### 2) 提供サービス

- ① 今できること、その先の可能性も含め、自立（自律）、重度化を防止した生活が継続できるよう支援する。
- ② 日々の記録により情報を共有し、変化を早期に発見し対応する。また、家族への報告、情報共有することで関係の構築を図る。
- ③ 入居者個々の違いを理解・認識する事で適切な支援ができるよう努める。  
毎月の誕生会で外食や手づくりケーキでのお祝い。季節行事で花見、七夕の流しそうめん、紅葉狩り、敬老会、クリスマス会、初詣など季節ごとの行事、日常の買い物、地域行事への参加を通して、地域と交流できる機会をつくる。

### 3) 各種会議

#### ① 運営推進会議

運営推進会議の開催（年6回、奇数月）。

#### ② 種々の意見や情報交換を行いながら、適正な介護サービス、運営が行えるようにする。

#### ③ 身体的拘束等の取組みについて協議する。

地域住民等の意見等も取り入れた運営。（ひかりの里施設長、家族会代表、地区民生委員、塩野室地域住民、市役所職員の参加）

#### ④ 職員会議の開催

- ・ 職員会議の開催（毎月）
- ・ 入居者支援の方向性、個別の課題、対応について共有化する。
- ・ 施設運営面で職員が働きやすい環境づくりについても協議する。

### 4) 事故報告書の検証

#### ① 事故防止会議の開催（随時）

#### ② 事故、ヒヤリハットに対する職員間の情報共有化を図り、事故防止に努める。

## IV 養護老人ホーム晃明荘拠点区分

### 晃明荘拠点区分

養護老人ホーム晃明荘	84人
特定施設入居者生活介護施設晃明荘	84人中40人
グループホームみょうじん	9人
共用型認知症対応型通所介護	3人/日
小規模多機能型ホームみょうじん	登録者29人/日（訪問対応上限） 通所：18人/日・宿泊9人/日

### 1. 養護老人ホーム晃明荘・特定施設入居者生活介護施設晃明荘

#### 1) 目標

- ① 入居者の思いを尊重し信頼と納得が得られるサービスの質の向上を図る。
- ② 職員の専門性を強化し、入居者に適正な支援を実施し健康保持に努める。
- ③ 入居者の多様なニーズに対応するサービス提供体制を確立し、効率性の向上を図る。
- ④ 地域との協働体制を充実し、地域との事業交流を積極的に推進する。

#### 2) 提供サービス

##### ① 生活相談

- ・ 多職種と協働の下、入居者の潜在ニーズの発掘に努めることで、適切なサービス提供体制の確保を目指す。相談業務は適宜評価し、専門的な知識は外部研修により補う。
- ・ 自立支援を基本とし、意図的な感情の表出に努める。本人の自発性を高めるため本人へのアセスメント活動を徹底する。
- ・ 昨年度から明神地区自治会に加入したことをきっかけに、自治会役員、地域住民と接点を持てるように会合や活動の場に参加し、地域と入居者の橋

渡しの役割を担うことで地域公益的事業の実施基盤整備に努める。

② 介護サービス

- ・ グループワークを展開し、入居者の訴えや変化を捉え、介護、看護、相談の各部門の連携による入居者の健康管理に努める。
- ・ 個別ケアによるアセスメント、評価をもとに、潜在的ニーズを引き出し、入居者が生活リハビリの視点で、介護が必要にならぬよう、多職種との連携を図る。
- ・ 健康体操教室に自主的に参加している入居者は基より、入居者の心身の状態に合わせて参加できるよう、運動指導士と協働し実施していく。
- ・ 認知症の症状がみられる入居者であっても、要介護状態にない入居者と共存できるコミュニティ形成を目指す。

③ 看護サービス

- ・ 嘱託医や協力病院と連携し早期治療に努める。
- ・ 日々の健康状態をデータ化し疾患が疑われる入居者や発症が予測される入居者をスクリーニングにて疾病予防に繋げる。
- ・ 加齢に伴って身体機能の低下を予防するため断続的な運動機能向上訓練を実施する。
- ・ 感染症対策委員会を中心としてインフルエンザ等の感染症対策を充実し集団感染リスクを回避する。

④ 栄養サービス

- ・ 食生活の充実から健康維持を推進する。
- ・ 栄養マネジメントを適切に行い、食事の提供方法(代替食等)を検討し健康維持に努める。
- ・ 会食の雰囲気意識し食生活環境への配慮を行う。

⑤ 地域における公益的事業

- ・ 入居者が住民の一員としてクリーンパートナーの道路清掃活動を行うことで地域における互助の機運を高める。
- ・ 日光市と災害協定の締結により、地域住民の安心や安全が担保でき、互助、共助、自助機能が補完的に行えるような拠点となるように努める。

3) 各種委員会活動

① 施設運営委員会

介護レベル向上、施設内研修、苦情対応、施設行事の企画など施設運営に関することを協議決定する。また、各委員会の活動等を所管する。

② 事故防止委員会

事故防止、予防の意識の高揚を図るとともに、事故報告書による発生事案の検証と予防対策を行い運営委員会に報告する。

③ 感染症対策委員会

年2回感染症の研修会を開催し感染症予防の意識を高め、定期的に委員会(3か月1回)を開催する。また、入居者及び職員に感染症罹患者が確認された場合には、臨時の対策会議を行う。感染症シーズンなど居室、廊下共用部等の消毒を徹底し予防に努める。

④ 身体拘束・虐待防止委員会

入居者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、入居者の自立と社会参加のための支援を妨げることはないよう、定期的に委員会を開催し、身体拘束、虐待の防止に努める。

- ⑤ 給食委員会  
食事の提供方法、食器、テーブル、椅子など食事環境を見直すとともに、入居者の嗜好調査を実施し、献立や行事に提案していくとともに職員の食に関する知識・関心を高め、安全な食環境の整備を行う。
- ⑥ 広報委員会  
入居者及び家族に施設の行事、入居者の活動などを年4回の広報誌として発行する。
- ⑦ 防火、防災対策委員会  
消防計画に基づき年2回の全職員、全入居者参加の避難訓練と災害対応、防災設備等の研修を実施する。また、週に1回の消防設備、避難器具、避難経路の点検を実施するとともに、日頃から防災についての周知に努める。

## 2. 小規模多機能型ホームみょうじん

### 1) 目標

利用者やその家族の生活形態のニーズに応え、「通い」の受入れ時間の拡大や早朝・夜間の訪問などを行い、小規模多機能型の特性を活かした柔軟なサービスを提供し、利用者が地域の中で自立した生活が営むことができるよう支援していく。

### 2) 提供サービス

- ① 生活相談  
利用者との語らいを基本とし、感じ取った利用者の思いや意思の変化などを「見える化（文字化）」して記録に反映し職員間共有を図る。また、利用者の思いを代弁し「利用者本人の目標」を介護計画に反映する。
- ② 介護サービス  
業務を遂行する中で気付いた業務上の改善点やアイデアを「気づきノート」に記し、職員間で話し合いながら改善策を見出し、質の高い効率的なサービスを提供していく。
- ③ 看護サービス  
利用者一人ひとりに対して日々の身体状態を的確に把握することで健康管理に留意する。バイタルサインに細心の注意を払い、適宜、家族や協力病院等と連携して早期発見、対応努める
- ④ 栄養サービス  
利用者を対象に行った「食事に関するアンケート調査」の結果をもとに、各利用者の身体状態や嗜好に合った食事や季節を感じる食事の提供を行う。
- ⑤ 機能訓練  
理学療法士による運動器機能向上訓練を実施する。個別・集団プログラム分類し効果的なサービス提供に努める。
- ⑥ 地域における公益的事業
  - ・ 地域の高齢者との取組み  
地元長寿会と定期的に交流会を開催し、市保健師や地域包括支援センターの協力のもと健康・介護予防教室を実施し、地域と一体となり高齢者が健康で自立した生活が送れるよう教室運営を行う。
  - ・ 開かれた介護相談所  
昨年度事業所内に立ち上げた「介護相談所」の地域への周知を図り、介護や認知症で悩む方が、誰も気軽に相談ができるよう体制を整え的確に助言等を行いながら、地域に開かれた介護事業所を目指す。

### 3) 各種委員会活動

身体拘束廃止委員会を定期的に開催し、利用者の尊厳と主体性を尊重する介護サービスの提供体制を確立する。

何気ない表現から行動制限とならないために、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、意識をしたケアの展開がされるよう教育に力を入れる。

## 3. グループホームみょうじん（共用型認知症対応通所介護併設）

### 1) 目標

利用者が家庭的環境の中で地域住民との交流の下、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるようケアの質の向上に努めるとともに、地域において認知症への正しい理解がされ、家族や地域住民とともに支え合う地域社会の醸成を図る。

### 2) 提供サービス

#### ① 介護サービス

利用者が安心して穏やかに生活を送るには、職員がいかに寄り添い信頼関係を築いて行くかが重要である。利用者の心身状態を考えた接し方をはじめ提供する一つ一つのサービスの意味を理解し業務を遂行する。

#### ② 看護サービス

医療連携体制確保による医療ニーズへの早期発見対応に努める。

#### ③ 栄養サービス

栄養マネジメントを実践することで効果的な認知症ケア体制を確立する。

#### ④ 機能訓練

理学療法士による運動器機能向上訓練を実施する。個別・集団プログラム分類し効果的なサービス提供に努める。

#### ⑤ 地域における公益的事業

地域福祉実践におけるコミュニティの形成

認知症カフェ事業をきっかけにボランティアの組織化を図ることで住民互助体制の構築を目指し住民の機運を高めている。また、活動を通じて地域福祉への意識啓発を行うことで地域における社会資源の育成に励む等また、送迎サービスを継続的に行うことで住民の参加の機会を確保する。

### 3) 各種委員会活動

身体拘束廃止委員会において認知症ケアの基本を復習する。的確なアセスメント力を持って、認知症における行動心理症状の理解に努めることで認知症ケアのレベルの向上を図り、如いては個人の人権尊重となるケア体制の確立を行う。